

募集要領等に対する質問書への回答（令和3年10月13日）

| 質問事項 | 回答案 |
|--|---|
| <p>指定候補者募集要領 4 応募要件（5）について</p> <p>現在の障害者就業・生活支援センターに登録されている方は、新事業所へどのように引き継がれるものですか。</p> | <p>青森労働局及び青森県障害福祉課では、現在の委託先に対して、登録求職者の相談記録等を整理し、令和4年4月1日に引き継ぎするよう指示している。</p> <p>なお、現在のセンターにおいて、引き継ぎ先が決定した場合、各登録求職者にその旨通知すると聞いている。</p> |
| <p>指定候補者募集要領 4 応募要件（7）（8）について</p> <p>現在の障害者就業・生活支援センターに関係している一般企業は、新事業所へどのように引き継がれるものですか。</p> | <p>青森労働局では、現在の委託先に対して、関係事業所の支援・相談記録等を整理し、令和4年4月1日に引き継ぐよう指示している。</p> <p>なお、現在のセンターにおいて、引き継ぎ先が決定した場合、各事業所にその旨通知すると聞いている。</p> |
| <p>指定候補者募集要領 4 応募要件（3）について</p> <p>障害者就業・生活支援センターの概要（P4）に記載されている予算措置の就業支援事業の委託費が入金されるまでの必要な手順（日程等）、生活支援事業の補助金が入金されるまでの必要な手順（日程等）を教えてください。</p> <p>※当法人は障害者就業・生活支援センター事業の運営を銀行からの融資で賄うことを前提に考えており、融資申込時の資料として必要なため。</p> | <p>1 就業支援事業について</p> <p>就業支援事業に係る委託費の青森労働局からの支払いは、次年度の精算払いと当該年度中の概算払いがあるが、その取扱いは、青森労働局との委託契約締結の際に決定されるため、回答対象外である。</p> <p>2 生活支援事業について</p> <p>青森県障害福祉課では、令和3年度において生活支援事業は概算払により2回に分割して支払うものとし、それぞれ4月30日及び10月31日までに、請求書を提出、請求書を受理した日から起算して30日以内に受託者に委託料を支払うこととしている。（年度終了後に実績報告・精算あり。）</p> <p>なお、直接委託業務に関わらない経費については、委託料としては認められないものである。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>障害者就業・生活支援センター事業の新規開設について</p> <p>次年度に向けての事業準備となった場合、補助金等で支援していただけるものはあるのでしょうか。</p> | <p>補助金等による支援は考えていない。</p> |
| <p>資料2 障害者就業・生活支援センターの指定と運営について</p> <p>第5の2指定に当たっての勘案要素(2)における「自主財源」とは、流動資産のことでしょうか。それとも正味財産のことでしょうか。</p> | <p>決算書上の特定の科目を指すものではなく、財政状況を総合的に勘案するものと考えている。</p> |
| <p>資料3 (別紙2) 障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)実施要綱第4委託先の要件の2について</p> <p>「定款又は寄付行為において、上記第2に掲げる業務を実施することが規定されていること。」とあります。また資料2第5指定にかかる事務(2)添付書類において、申請書に「定款又は寄付行為及び登記簿の謄本」を添付しなければならないとあります。しかし当法人の現行定款第5条には該当する規定がないため(別紙参照)下記のとおり定款を変更したいと考えております。ところがそれには県の認証だけでも最短で2カ月を要するため、業務提案書提出期限に間に合いません。定款変更は後日でも可能でしょうか。また定款の変更内容は下記の内容でよろしいでしょうか。</p> <p>記</p> <p>定款変更案(略)</p> | <p>定款の変更は応募要件としていない。</p> <p>なお、募集要領6センターの指定(1)のとおり、選定された指定候補者は別に定める日(選定審査会から2ヶ月以上先となる見込)までに障害者就業・生活支援センター指定申請書を県に提出することとしており、県としては、変更後の定款その他必要書類は上記の日までの提出で差し支えない。</p> |